J-2270-2

17 colored Plates

飾馬考下卷目録

移鞍 平文移 黒移　鞍橋　下鞍
大滑　忍肌[illegible]　渡皮
表敷　鞍[illegible]　鑣
手綱　立聞　鏁羈
飾羈　鐙　逆靻
貫鞘　鞦　䩭
腹帯　表腹帯　結髪緒
鈴　四手　差縄
鞭　移鞍飾馬圖
水干鞍　鞍橋　切付

表敷
鞍
手綱
立聞
差縄

力革
腹帯
鞦
餉付
鞭

衘
鐙
障泥
鞍覆
水干鞍飾馬圖

御共鞍 皆具不詳

六位鞍
障泥
表敷
鐙
貫鞘

鞍橋
鞦
腹帯
鞍
差縄

切付
手綱
衘
力革
六位鞍飾馬圖

前驅鞍 鞍具不同　結鞍 鞍具不詳
春日驗記舞人移鞍圖　年中行事朝覲唐鞍圖
山門僧傳神輦圖　年中行事平野祭走馬圖
石山緣起絹盖笠女乘騎圖　移鞍皆具圖

飾馬考下巻

的場勝美考註

移鞍(ウツシクラ)　平文移(ヒヤウモンウツシ)　黒移(クロウツシ)

東鑑十五ノ巻建久六年三月十三日ノ條に。十列(トラツ)ノ移鞍寄進ス之ヲ。又同書二十三ノ巻建保六年六月二十一日ノ條に。九錫彫弓御装束。御随身装束移鞍等也。是皆自リ仙洞被ル調下シ。又百練抄にも。将軍家被レ行大神宮臨時祭ヲ舞人装束已下移鞍等被調下とあり。凡ツ此名の古き物に見えたるは既に註せる。和名抄其始メなるべし。又此鞍を移(ウツシ)とのゝも唱ふる事ハ。諸家の記録にあまた見え。源氏物語にも足疾(トキ)御馬に。うはしを抄きてと以云。まゝ古き歌にも

常陸なる。小野の御牧の。露草の。うつしは駒の。置にぞ有ける

など詠り。名義ハ移馬の飾りに用ふ鞍なる故にいふ。さて其移といふ事の義ハ。種々の説有りといへども未た正義を得ず。此に石清水の社士。長濱尚次が云。移鞍ハ軍器考に唐鞍を寫すといひ。諸鞍日記考註にハ。御幸鞍を寫すと云ハまたなど。共に當らず。按に移ハ摹寫の義にあらず。字書に移ハ徙也又延也と有て。彼より此に引すへて移す義也。原神に進給へる十列の牽馬を。直に乗尻に移す時置馬具ふるゆゑり此名あり。そと此鞍ハ勅祭ら。一員行幸ら。近衛[illegible]を使として。神社に十列を進給ふ時に用ふる馬具の轉して[illegible]時に臨ミてハ。あらぬ折にも用ひられし事の。古記に見えた[illegible]る。其ハ稀々の事となる。我石清水にていなど。臨時祭。寮より出る十列の御馬に。平

文(セン)移鞍を用ひられ舞人殿上人なれどなり當日御馬御覧。又神前廻馬の
時など。舞人各自(ミツカラ)差縄を執(トリ)て牽る。東遊(ビ)神楽など訖里
て。直(タチ)に乗尻に移して南庭に馳せ神馬なれど額に鈴を附(ケ)尾
に切木綿を附(ケ)。神門にゟ引入る也。勅使の馬ハ。院の御厩の馬
を引れて。御随身召具せらるれ。御馬とも称せぞ。神門にゟ
引入ぞ。古へ石清水行幸の御時など。十列の御馬を牽せられて
其儀同じき也。さて移鞍を置るは牽叓の主なるが故に。公卿
殿上人の乗らるゝ平文移にハ。鈴を附(ケ)鏁羈(クサリオモツラ)を用ふ。是牽立る
が用具也。又鈴を額に付たるハ。群馬の中にて一際よく立る為
る御馬などゝ哉。分ち知らしむる為にも有べし。又黒移ハ随身
の乗具にて。賀茂祭春日祭など。近衛司の使なれぞ。十列東遊

を奉らるゝ故にて。舞人も近衛司の被官たるによれり。尋常ハ皆左右近衛官人是をつとむ。十列の御馬を牽立て後に乗事也。堂上舞人の時とハ聊異也。羈鈴等を用ひず我石清水放生會なと。天永二年より左右馬寮に仰て。馬乗随身各十人を供奉せらるゝ事の日本紀畧に見え。延久二年一員行幸の儀に准ぜらるゝ事。古事談に見ゆ。撿非違使の移鞍に騎る是一員なきぞ也。行幸といへども一員ならねぞ。只の鞍を用ふるよし山槐記に見えたり然て放生會の當日。下院南庭にして寮の御馬を廻らさせて後。南中門を出。随身乗尻となして馳る也。廻馬の時ハ躶脊にて神門を出黒移を置て乗尻となさる。是平文移と差別ある處也。又乗事牽立る時とあるハ威儀の鞍を置也。移鞍ハ威儀引馬の如くにて乗事ある故に。大

滑なども華にて錦繍の如く。雲龍などを画(ガ)きて威儀の粧を
備へ。是に乗事故に容(ヒダ)に肌付を入(ル)ゆへに忍(ビ)肌付と称す。是引(ク)
を乗に移すの證也と云(イヘリ)々。此説[illegible]にや。但世俗浅深秘抄。上
皇御幸の條に。随身不(ル)参(ラ)時。移馬[illegible]御車(ノ)後(ニ)と云事ありて又二
條殿装束名目に。移馬ハ車後に[illegible]する馬也。網代の車が時引(カ)
ず。是ハ男の忍びて遊歴する時乗車故に。行列がましく引か
とめしと見え。又治承四年厳島御幸の記に。夜に入て土御門
高倉(ノ)邦綱が大納言の家に御幸あり。殿より唐の御車移の馬。
何くまと参らせらる。又平家物語にも。上皇厳島御幸の御門
出して云(シカ)々。殿下より唐の御車。移の馬などまゐらせらるとある。
是等によりて按(オモヘ)バ。移ハ車の乗替が義(ヨシ)也といふ説る。又廢(ステ)難

移ふ似たる事。猶よく考ふべし。さて此鞍ハ花鳥餘情ふ。随身の乗ル馬ふ置鞍也と有て。全(モハラ)此官人の乗具ふあれど。平文(ヒヤウモン)移(シ)ふハ公卿殿上人ら乗(ラ)るゝ故ふ諸鞍日記移鞍の條ゆハ。行幸の時公卿殿上人ら乗(ル)由を註して。次ふ随身ハ此鞍ふ乗也と云里

移鞍具

鞍橋

壽永信範記ふ。内舎人(ウトネリ)二人藤原盛季。源行一 巻纓冠云々。騎(ル)移馬(ニ)。移鞍縁螺鈿ノ橋。堅食ノ文。無(シ)表敷と有て。次ふ府生二人黒移鞍と見えたり

内舎人ハ和名抄ふ。宇知止祢里(ウチトネリ)と有て續日本記ニ。大寳元年六月。始補(テス)内舎人九十人於大政官(ニ)列見(ニ)とある。是内舎人の始也。府生ハ供奉の官ふて。又近衛府事を録(シル)す職也。大將其

器を撰び奏問に及ばずして直(タヾチ)に任ぜらる。故に是を判任
と云事
さて其製(コシラヘ)ハ諸鞍日記に。覆輪打たる鉢鞍。二ッ由木を掛たり。内
ハ朱をさして。外ハ黒塗也と註す。二ッ由木を掛るとハ。居木を
二ッ渡したるにて今の鞍橋ハ皆さる物なるを。古ハ一ッ居木な
るも有しによれり。如此(カク)註したるなるべしと伊勢氏云き。さて
て公卿殿上人の乗らるゝ。平文移と云ハ。鞍橋の文を置上(ケ)に
せず。地並に押たるを。高蒔繪に對して平文と云ふ。さて其文なき
仲定記永仁六年十月廿五日ノ條に見ゆ所内舍人随身乗用平文移鞍云(シカ)
々く。橋縁螺鈿。文堅ノ食とあり。堅食(カタバミ)ハ俗に田字草といふ水草にて。志の
号(ナヅク)る由ハ。其形田(テ)の字に似たれバ也と云へり。水草を物の紋に

用ふ事ハ古きならはしにて。孔安國が水藻の文有物を以て。
文に喩ふと云る是也。又大和國東大寺若宮八幡の神庫に。古
制の移鞍あり。此橋も二ツ居木にて。表を黒漆にし。裏ハ朱に塗
て螺鈿を以て。居木にも輪にも。菊の花形を押たり。今の鞍橋
にも白鑞或ハ銀などにて唐花の形を置なる多し。禪閤抄に
も平文ハ謂以白鑞彫唐花也と見ゆ。又飾抄に近衛次將平文移
鞍或ハ入貝。入玉。入と見え。人車記に龍蹄五足各置平文移鞍橋
銀。或ハ押薄文
押白鑞とある。是らハ何の文を押たるにや。白鑞ハ續日本紀
に須受と訓。和名抄に之路奈麻利と有て。俗にハ之呂女など
云物也。次に黒移と称する物ハ。鞍橋の表を黒漆にしたるの
みにて紋なきをいふ。是則隨身の乗具なる事已に註せり。然

るを内舎人随身の。上に云ふ如く此鞍を用ひず。公卿殿上人と同じく。平文移に乗たるハ。いかなる義ぞと思ふに。いにしへハ然るべき人も奉公のもじゑ。先此内舎人に任じらる。後大中納言に至れる例も物に見えたれバ。其頃ハ攝關に給ハる内舎人の中にも。今とたがひて人に依り五位の殿上人なども有しが。らむ歟。然らバ右の信範仲定両記の内舎人も。若シハ然サる人にて平文移に乗たるにや。今の内舎人の如き。凡て地下の官人ならむにハ。かならず黒移を用ひぬべし

下鞍

壽永信範記。内舎人移鞍の具に。豹ノ文彩色ノ下鞍（文以ニ紺青ヲ彩色ス。文ノ廻リニ押ニ細金ヲ懸ニ金銅伏輪ヲ）又仲定記。平文移の具に。下鞍（彩色豹ノ文。文ノ廻リニ押ス細金ヲ。金銅伏輪。縁赤地ノ錦用ニ纈纈ヲ ゝ）

あり。是ハ各下鞍の面に豹の圓文を画がきて。文の中を紺青にて色どれるならむ。文ノ廻ニ押ニ細金ヲとハ。細き金の筋を文の括りに押たるなるべし。懸ル金銅伏輪ヲハ。縁に掛るを云歟。仲定記に縁赤地錦用ニ繧繝ヲとあるハ。大滑の縁を赤地錦に包みて。種種に色取分てるを云。延喜式にも錦三尺二寸 二尺二寸云々。一尺脊縻端料。と見えたり。さて如是色ど里分たるを繧繝と唱ふるよしぞ。一書に雲繝とかき。本朝式に暈繝錦といふ物見え。漢籍韻府にも重暈繝などいふ名あるを合せ考るに。是ハ暈繝とかくが原なるべし。さるハ此暈と称する物。字書に日旁氣也と註して。此氣日の光に向バ種々の色を成す。故に錦文の間色ある物を譬へて暈繝と云歟。繝ハ即錦文なる事字書に見えたり。

如是(カク)て繧繝雲繝なども書るハ。只其音(コヱ)を借(ル)のミならず。暈雲ハ共に水氣の成(ル)處にして。雲も諸色を兼たれば。親(シタシ)く通じて用ふるならむ。但繧の字ハ字書に見えず。按(オモフ)に是原(モト)ハ緷の字なるが。暈繝を雲繝と書に效(ナラヒ)て。是(コ)も文繧に作れるなるべし。緷ハ字書に深(キ)間色と註(シ)あれバ。種(クサ)々の色を云(ヘ)るに合(ヘ)り

繧繝をうげんとも唱(フ)る事ハ。本居翁の云るが如く。こハ暈聲にして。正(シ)からざる故に。古へハ如是(カク)省(ハブキ)ても云ひ又。こを迹に轉(ウツ)して。紫苑(ン)を志(シ)袁(ヲ)迩(ニ)。牽(ン)牛子を計(ケ)你(ニ)期(ゴ)之(シ)。木欒(ン)子を牟(ム)玖(ク)例(レ)爾(ニ)子(シ)。などゝ云る類最(イト)多かり

又物具裝束抄。及其余の物にも。移鞍并具或注せる中に。左筆(サヒツ)とも称(ナ)の見えたるハ。虎文を画がける下鞍にて。是即黒移の

用具也。然れども古くハ。平文移にも是を用ひしならむ。如是思ふ故ハ。東大寺八幡社蔵の移鞍に見る處。鞍橋ハ既に云るが如く。螺鈿をもて。文を押ゐる物なるに。其下鞍ハ赤き革の面に虎文を画きたれば也。かくて左華と云名義ハ説にあり。先車服制度手記に。左華ハ虎豹の皮なる如く註されしハ。色葉字類抄に。竹皮を佐比都と訓るに據れたる也。然れども。諸書に見る處。真の皮を云るにハ。直に虎或ハ豹と有て。左華と書るハ見えず。又劍の尻鞘にも。此称を云物ハ。皆虎文を画きなれば。左華ハ真の皮にハあらじ。然れば字類抄なるも。竹皮の字ハ書たれど。實ハ其文を画ける物なる故に。佐比都の訓を附られたるならむ歟。虎豹の皮が竹皮と云事の義ハ。既に

云々。又或説ニ左華ハ昔時書を右華と云ひ。其ニ對て繪の事を
左華とハ呼たるならむ。然るに此名後ニ至りてハ。尻鞘韉の
上ニのミ残りて。摠て繪を云事なくなれるが故ニ。左華と
たゞニ云へハ。虎文を画ける物ニ限れる如く思へど。然ニあらぬ
證ハ。雲龍を画ける下鞍をも。左華と記せる物あり。然て書を
右華と云よしハ。武家の史官を右華といふ。是書の吏を如是
云るをもて。称ニ負せしなるらんと云るハ強言なるべし。さるハ
雲龍を画ける下鞍を。適左華と記せる物有とも。並て然いふ
事の聞えぬぞ。只其一ツをとりて證とすべきニあらず。又右華を
書の名と為るも徴なき説也。又或人ハ管見記 貞應元年十月廿一日ノ条 の
或説ニ。繪尻鞘韉。鰐ノ文地ハ虎ノ文色ニ取之其上鰐ノ文也右ハサヒツ

是ハ虎文許也。是ヲ左華ト称ス。とあるを以て考るに。豹皮の
鏤文なるハ左華と云ず。只扁皮の蘆葉文なるをのミ云なれ
ど。他の物を画き圖せる跡左華と云ハ誤也。さて其左華ハ原
左ノを音便に。左比都と唱へて。借字に左華と書るならん。虎
皮の文形を画がバ。ノの字躰をなせり。字書にノハ普折切左戾也
と見えたれど。左華ハ左戾のノなるを云しと云り。此説も又一
度ハ。さる事なるべく思るれど。再考れど。なほ如何ぞや覚
ゆる由あり。故に今更に是を按るに。左華ハ固正字にて。此称ハ
書にまれ。繪にもあれ。總て其形の正しからぬを云と覚しき也。
如是思故ハ。字書に。手足便右。以左為僻。故凡幽猥皆曰僻左。又
云左官猶言左道僻左ハ不正也。と見え。北夢鎖言。梁開平中庶穣

郷人。因伐樹倒分両片内有文字皆如左書と云事有て。又野客叢書に。以敬字之左文為苟且之苟字。などゝ見えたる。是等を参考れバ。左ハ僻左不正の義にて。左書左文は共に其字の正しからぬを云ひ。又或物に渇筆を沙筆と書るも。沙ハ左の借字にて。是も書躰の正しからぬ称なるべし。然ハ唱るなるらん。然れバ尻鞘下鞍の左筆も。甪文の貌斜にして。正しからぬが故の称なるべし。是以て按ぞ既に注せる。公光卿記の左躍も。筆躍同音なる哉そて。字を借りたるのみにハあらず。是ハ列女傳に立不躍とある註に躍ハ當作跛。跛ハ偏任一足也と有て。躍も不正の義ある故に其意を含て書たるにもあらむ歟。なお考ふべし

大滑

飾抄移鞍の具に。大滑（縁用錦付金紋堅食大滑画雲龍）とある。是ハ既に云るが如く。平文移の具にて。雲龍ハ下鞍の繪なるを。大滑に画くとある義ハ。唐鞍の條に云るが如し。又信範記内舎人乗用移鞍の具に。大奈女藍革縁（白針如常。此縁可用紫革由有議定。尤可然也。縁代可用紫革）と云事ある。按に白針如常とハ。尋常の如く縁に白糸を刺廻すをいふ。此縁云々ハ。藍革縁を紫革に為べしとなるべし。縁代云々ハ紫革を糸に代て用ひよとの義なるにや。同記府生乗騎の移鞍にハ。青革ノ大奈女（堅食ノ文。白針如常）と註す。東大寺八幡なるハ。黒漆縁に花菱の紋ある物なり

忍肌付

或人の持有移鞍の圖に見えたり。是が用ひたる処。又其名の

義（ヨシ）ハ既に註（シル）せる長濱尚次が説の如し。此物ハ革にて作れる
にや。形ハ圖に見る所。常の肌付の如き物也

渡皮（ワタリカハ）

壽永信範記。内舎人移鞍の具に赤地ノ錦ノ渡皮。また仁平二年の
同記にも。平文移鞍云々（シカ〳〵）。赤地ノ錦ノ渡皮とあり。是（コ）ハ俗（ヨ）に板馬鐔
なども称する物にて。其（ソレ）を赤地ノ錦に包める也。名ノ義ハ居木二ツの
間に敷渡す物にて。普く用ふる處ハ革なる故に。渡皮とハ名
付るなるべし

表敷

飾抄に近衛ノ次将平文移鞍云々（シカ〳〵）。有ニ錦ノ表敷一と見えたり。次将ハ
中将少将を以ふ。此物ハ物具装束抄移鞍の具にも見えたり又

信範記。内舎人移馬ニ云。槁（堅食ノ文）無ニ表敷ト註し。諸鞍日記ニ云表敷ハなき也と見えたれバ。是ハ次将已上の乗らるゝ時のミ用ヰるなるべし。伊勢氏ハ黒移ニのミ用ひぬ如く云ためれど。右弥内舎人移鞍ハ平文なる事既ニ云るが如し

鞍覆

飾抄ニ平文移。鞍覆无ニ所シ見。打鞍覆無レ難歟とあり。此具黒移ニハ用ひぬなるべし

鑣

信範記。内舎人移鞍ニ散物シ鑣（堅食）と有て。府生の方ハ散物ノ鑣とのみ見えたれバ。此文を鞍ニ准じて黒移ニハ押サざるニや仲定記平文移の具ニも。鐙（堅食散物）鑣（散物文同）と見ゆ。散物とハ鋲ノ面テニ

金を砂子の如く散らし附るをいふ。是原ハきぬのしとして。紙に砂子を置たるより起れる也と云り。又飾抄移鞍の具に纈（或ハ平文或ハ金銅）と註されしハ。鐵に平文あること。金銅もて為るをいふ。東大寺八幡なるも。金銅もて制りて。形ハ杏葉蔟蓺の類にもあらず。何に效へるにや考べし

手綱

信範記内舎人乗用,移鞍に。手綱（蘓芳打物。押ニ伏組ヲ）と有て飾抄平文移鞍の具にも。手綱（蘓芳平絹。有ニ伏組一）と見え。又諸鞍日記移鞍の條にも。手綱ハ蘓芳の手綱にて絹を染たりとあり。蘓芳打物ハ打鞍覆の條に云ると同じ。押ニ伏組ヲ一とハ糸を組連ねて。押伏たる綫をいふ。春日,神殿なる飾馬の繪の手綱に。青き隔子の筋を画が

者るハ是伏組ふるなし。而くまる事ハ飾りのことふあらず。手綱の強くあらむが為ゐて。たとへバ袋ふ上刺まるふ同じこと伊勢氏云まき。平絹ハ海人藻衣ふ。凡絹有二四種一。謂二長絹。平絹。細絹。麁絹一とあらず。此手綱黒移ふ用ふるも同じ物ふや。信範記府生の乗騎ふハ。只手綱とのミ有て。其制を註（シル）さまず。今の世平文移鞍ふ用ふるハ組の棟綏也と云ず

立聞

此具ハ諸書移鞍の具ふ見えざるとも以へども。今の世常ふ是を用ふ。其制ハ巻末ふ圖まるが如し。名ノ義ハ未（タ）按（オモヒ）得ず

鏁羈（クサリオモツラ）　餝羈（カサリオモツラ）

物具装束抄移鞍の具ふ鏁羈。仁治二年ノ人車記ふ。龍蹄五足各

置二平文移鞍一云々。在二鋂羈一以二其差縄一纏ヲ搦二左右一張レ之と見え。又壽

永元年の同記。内舎人移鞍の具にも。鋂䩞頭（鼻皮付二金銅堅食ノ文ヲ一）と有て。

府生黑移も鋂䩞頭（鼻皮在二金銅ノ文一）と註し。又飾抄にも羈（平文付二堅食ヲ一鋂金銅）と

見えたる。此飾抄の平文も。鼻皮に附るを云なるべし。此物東

大寺若宮八幡の移鞍に見る處也。今の䩞頭に用ふが如き金ノ

輪に鏁四筋を附其端おゝに譬ヘバ小き鐘木の如き金具の附

たるに。長き柑子革の幅一寸許なるを搦ミて。是を左右に分ケ。

又其革の二ツの端に。同じ金具を執付て。浅黄色したる木綿の。

長サ一尺四五寸なるを圓く縫て。其両端を此金具に纏へり。今

の移鞍に用ふる羈の製ハ。卷末の圖にゆきて辨ふべし。さて

鏁ハ和名抄に。唐韻云二鏁ハ（和名久佐利）革纏也。毛詩註云二鏁以レ金爲二小

鏁往々纒搖者也と註し。韃頭ハ同書に唐韻ニ云。韃ハ漢語抄ニ云。韃頭ハ於毛豆良韃頭也。羈ハ馬絡頭也 今按。絡頭ハ即韃頭也 と有て馬のかしらに絡ふ縄なるを。此間にるハ鼻皮に鑣を屬て用ふる故に鑣韃頭と以ふ。鼻皮ハ鼻に掛る故の名。此をばらハ面綱にて。綱をはらと唱ふる由ハ。既に註する伊勢氏が説の如し。又此鞍具の中に飾羈と称する物あり。是ハ右の鑣羈とおなじく。韋具に設るし物なれバ。園大暦にも細馬一疋 黑鹿毛 用ニ飾羈一 と有て是ハ移鞍の余にも用ふる也。されバ其徴を以てす。延喜式に凡正月七日青馬ノ籠頭云々と見え。又春日ノ神殿飾馬の繪。年中行事唐鞍の圖にも此羈を画がけ。又誓願寺縁起の繪にも。黒き馬に飾羈つけて。馬寮ノ官人の牽たる状を画がけり。但其制作ハ是らの繪に

見る所。今の移鞍に用ふる物とハ少しく異なる處あるに似たり。かくて此具を飾羈と名付る由ハ。只牽用にするのミならず。飾装を加へて一ツの鞍具に備ふるが故に。然ハ唱ふるなるべし。彈正式にハ紫龓頭といふ名も見えたり。又左馬寮式に。凡諸國貢繋飼馬各隨馬數備刷梳刺麻籠頭共進。また凡櫪飼馬龓頭鑣若有破損者。取諸國貢馬籠頭鑣充用などゝある。是等ハ厩に繋ぎおく料の物にて。飾の具にもあらざる也

鐙

信範記内舎人移鞍の具に。散物鐙坚食又仲定記平文移の具に鐙散物。文坚食。カコ白ク塗レ之ヲとありて。諸鞍日記移鞍の條に。鐙ハ壺なりと註せり。東大寺八幡社藏の移鞍にハ。壺舌長又ハ半舌などゝ云

類の鐙も有て。舌長ハ今の移に用ふると同じ制なるを。朱塗なる物也。されて其鉸具ハいづれも鐙ふあらく。別ふ作りて力革の端ふ附たり。是古き世の制なれバ也

逆鞦　貫鞘

諸鞍日記移鞍の條ふ。力革ハ赤革ふて包たりと註し。或人の持有し移鞍の圖ふも。力革貫鞘共ふ赤革の如く見ゆ。又仲定記平文移鞍の具ふ。力皮赤地ノ錦とある。是ハ貫鞘の表を錦ふて包めるなるべし。東大寺八幡なるハ。赤革ふ格子革を合せ作りて。今の制とハ異なる物也。此社藏の鞍具ハ。集古十種ふ委しく圖せられたれバ。其書ふ據て辨ふべし

鞦

信範記平文移。黒移共に連著鞦ト有、誤なるべし。さるハ今
用ふる處。及(ヘタ)古画に見えたるなり。辻総なる上。六位已下の乗用
なる黒移に。連著鞦用ひん事ハ。既に云る式の御定(ミサダ)より違(タガ)へ
るをや。辻総ハ鞦の衢ごとに處々に間を置て附るが故の称也

韉

東大寺若宮八幡の移鞍。及(ヘタ)古き繪等(ドモ)に見る處なり。大方ハ今の
移鞍に用ふる鞍と同じ物也。緒ハ以にしへなり。赤革を用ひし
にや。此具の制凡て古書にハ見えざる也

腹帯

仲定記平文移の具に。腹帯白と見え。信範記黒移の具に腹帯
一丈二尺とある。是も白布なるべし。今の世に用ふる處即此物也

さて諸鞍日記にハ。是を腹帯と云ず。由木搦と云由見えたれど。其ハ由木に搦むが故の称なれバ。腹帯とも云ハ自来の事にて。既に仲定記信範記共に。如此見えたるをや

表腹帯　結髪緒

延喜式祭馬の條に。凡賀茂二社祭走馬十二疋。馬別鞸鞚料調布四尺二寸。表腹帯七尺。結額髪絲二両。餘祭馬装準此 又同書五月五日節式に。右當日早朝。鞍簡定馬云々。疋別結額髪料緋絲大二分四銖とあり。額髪を結たる状ハ。年中行事平野祭走馬の繪などに見えたり。走馬ハ即移鞍也

鈴

物具装束抄に鈴 平文時用之 とあり。春日験記平文移鞍の繪にハ

此物見えず。然れバ用ひぬ事ゟ有けるにや。其制ハ金銅なとて作りて。形ハ尋常の躰あるを。面懸に屬して馬の額に著る也

四手

此具ハ神馬に用ふる時著る也。名義ハ古事記日本紀なとに垂の字を訓るれバ。之太例の約言ならん歟。太例を約て弖となるよしハ。五十連音の圖によりて辨ふべし。此物ハ鞦に結びて尾の邊に下るなり。其製ハ下の圖に見えたり

差縄

信範記平文移。黒移共に白差縄云々。引差縄と見え。仲定記平文移鞍の具に。差縄白と有て。物具装束抄にも。白差縄（唐鞍和鞍黒移）等常ニ用レ之ヲと云り。今の世平文移に用ふる處ハ。白淺黄茶褐色。三色

打交あるべし。まゝ飾抄に差縄或ハ葦津緒。或ハ藤棟綟云々と云事有て。台記仁平元年八月九日。春日詣の條にも。引葦津緒綱懸且舞人陪従人長琴持装束と見え。雅亮抄にも。あしつをの綱引まはしてと云々なと云る。此葦津緒ハいにしへの物にあらん。伊勢氏ハ此物馬寮の縄とハ別種か。鷹に足緒をもの呼ハ。足緒に津を添て唱ふるならむと云れき。今試にいはく。和名抄鷹犬の具に。攣の字を註して。唐韻云攣ハ音聯。今按一字両訓。在鷹阿之乎。在犬岐豆奈。所以綴鷹狗也と有を以て考るに。岐豆奈ハ引綱の畧語と聞ゆれど。是始ハ馬にも攣の字を用ひて岐豆奈と云けむ。然るを両訓より混れて。後世の俗何となく。阿之津緒など云事にハなれるにやとも思ハる。なほ考ふべし。又臨時祭の時。此鞍に用ふ

引差縄の。勝ぜて長きハ。いかなる故ぞと思ふに。其ハ舞人已下の装束を此縄に懸る事ある故也と云り。いかにも是に装束をかくる事ハ。上の台記の文にも見え。又建武年中行事石清水臨時祭の條にも。其日に成りぬれバ臺盤所のまへ。御よせそね所。又た南殿のまへまで。はしらのくりかたに。馬寮の縄をして張れり。舞人已下の装束を懸わたしと見え。江家次第臨時祭の條にも。其事見えたり

鞭

餝抄に。和鞍に乗る時。蒔繪鞭を用ゐ。平文移鞍の時にハ蒔繪を用ふるに難なきの。舞人ハ藤巻ノ鞭を用ふ。馬を馳るが故歟と見えたり

已上移鞍の具也

移鞍

水干鞍（スイカンクラ）

諸鞍日記に。水干鞍の事。常躰（ツネサマ）の鞍なり。此鞍ハ褻（ケ）の御幸また淨衣の御幸にも。公卿殿上人が乗也と云り。伊勢氏云水干と衣服にもあり。何の故とて水干と称する由をしらず。古書に水旱とも書り。別に正字有（リ）て水干水旱ハ。共に借字ならむしゝるべからずといはれき。今按に先（ヅ）褻の御幸といへるハ。晴儀ならぬをいふ。故に褻ハ字書に私服也と註して始（モト）ハ式正にあらざる。常の衣服を云より轉（ウツ）せる也。淨衣の御幸ハ。神社に御願などありて詣て給ふ時ハ。淨衣を着し給ふ故に云。車服制度手記に淨衣ハ全躰布衣也。祭服に用ふるを以て淨衣の名ある歟。無貴賤皆用布。是神古質素ノ風也。太上天皇も内々御

社参の時ハ着御也云々。西三條装束抄にハ。絹布両様也と有て。
仙洞着御ハ諸社の遥拝熊野御幸の神事など也と見えたり。
かくて此飾を水干鞍と名付る由ハ。水干を着ける人の乗故
なりと云説あれ。いかにも饗の御幸にハ供奉の人々。小直衣
或ハ狩衣水干等を着て。皆此鞍馬に乗たる事の物に見え。又
延慶二年五月十七日浄衣御幸の時も。人々水干鞍を用ひら
れし事の秀長卿記に見えたれ。然れバ暫く右の説に據べき
にや。凡此飾馬の名等ハ。和名抄にも俗ニ唐鞍移鞍云々の名あ
れど註して。始ハ世俗の假初に名付たる物なる由なれバ。深
き故縁有にハあらじ。さるを今の識者ハ。あまりに考へすぐ
して。なぞのくに非説をも云なるべし

諸鞍日記考註に。浄衣の御幸を。晴の御幸の如くいはれしハ非説なり。其徴ハ右に註せる車服制度手記に。内々御社参の時ハ浄衣着御の由註し給へり。凡て晴儀の時ハ上皇御束帯なる事。御幸部類。又後鳥羽院の宸記。花園院の御記などにも見えたり

水干鞍具

鞍橋

諸鞍日記に。常さまの鞍也とばかり註して。委しくハ其製作を云る物なし。按に是ハ蒔繪鞍なるべし。今の世武家に用ふる処ハ専ら此鞍橋也

切付　表敷　力革　銜　鞖　腹帯　鐙

手綱　鞦　障泥

布衣記ニ云馬のおもしらへやうの事。髮まつげ皆掛ず。鞍ハ水干鞍。切付ハあさらしの皮。表敷同皮。或ハ獅子の面皮。カ革獅子ノ丸皮ふて上を包む。伏組あるべし。銜ハ鏡銜也。鞖ノクツ。腹帯。鐙ハ白鐙の舌長。胸より鞦具まて白し。内々の時ハ定式の鐙苦しからず。次ふ手綱。あちむの類然らずハ浅黄也云々。次ふ鞦の事。糸組の畝。押折の時ハ畝なしの事。衛府の時ハ総を付る也云々。今按ふ切付あさらしの皮ハ。和名抄ふ文選西京賦ニ云。攎ニ水豹ヲ（和名阿左良之）と有物なり。又文政七年の秋。太上天皇修學院へ御幸の時。或卿乗騎の水干鞍ふ用ひられしハ。葛切付と称る物ふて。其ハ地ふ銀の薄をおき。金薄ふて虎文のおどしたる物

を画けり。名義ハ葛を織て制が故ニ云。然て其葛ハ式ニ黒葛
と書き。歌ニ青葛と詠るハ。和名抄ニ防已と有物ニや。此物ハ
俗ニ都豆良布知と呼て。古へハ専籠ニ組胡籙ニも作せり。如
是て義輝公三好亭御成記ニ云。葛切付御紋三ツ宛。黒漆幸阿弥繪
レ之云々。かく有て又武雜記ニ。葛切付ノ事。晴之時可レ被レ用候云々。
家々ノ紋黒ヲ画テ可レ被レ用候と云り。然れとも供立日記なとにハ。何
ニても紋を画て。用ひらるべしと見えねとも。家の紋ニも限
らぬなるべし。故ニ或卿の切付ニハ。虎文の如き物を画かし
めたるニやあらむ。葛を都豆良と云ハ。綴の義ニて。其ハ是が
用と為る處を。名ニ負せたる也。然て上の布衣記ニ云る。表敷
獅子ノ面皮ハ。一本猪ノ字を書たれとも。獅子ハ借字なる事辨へし

たま。力革獅子の丸皮ふて上を包むるハ。猪の皮の貫鞘を云ふるべし。力革ハ滑し革也伏組ハ移鞍の條ふ云るか如し。次ふ鞍。ノクツ。此鞍ハ尋常の物なる故ふ別(ワケ)て其制をいはざるふるべし。ノクツハ切付の縁(リ)ふ横さまふ打たる細き金具の事ふて。是ハ鞍具の數ふ擧(ケ)云(フ)べくもなき物なれど。たゞの次(ツイ)序(テ)ふ記せるふや。腹帯ハ是も其製を云(ハ)ざれども白布なるべし。鐙ハ白鐙云々(シカジカ)とハ。白銀(カネ)を打延て張たる也。是を白鐙と名付る由ハ。銀地鞍を白鞍とよび。銀覆輪を白伏輪と云るふ同じ。手綱あちんの類。然らざれ浅黄也とハ。栗色の一際黒きがかちんと云(フ)。或物ふハ紺地をもしゐ訓(ヨメ)り。浅黄ハ浅葱(キ)ふて浅縁の色をいふ。權記ふ其意見えたりと谷川氏云り。次ふ鞦の

事。押折の時ハ畝だゝの利。衛府の時ハ総を附る也云々。此押折衛府ハいはゆる事を云にのあらむ。一説に押折ハ布衣体の時を云歟。立烏帽子を押折て他にゆく事所見あり。衛府ハ四衛府の官を帯びたる人の。束帯或ハ布衣にても。弓箭を執り劔を佩たる時の事ならむか。又勢多折などの名に對へて考る時ハ。押折ハ白張の尻引折て馬に乗事にて。烏帽子白張を着たる時の事ならむかと云り。若ハさる事にや。一本にハ押折を。押折と書なせど。如是にも按得がたき也。総、西三條装束抄に。観應二年正月十四日。持明院殿へ行幸の時。新大納言水干鞍に平総鞦を用ふとあり。平總とハ厚総などの如くハあらぬを云歟。あるひハ平鞦に総のはきたる物を以へるにや。いま

だよく按得ざ。さて其色ハ専ら紅を用ふるなる然し。次ふ障泥の事熊皮云々。是ハ延喜左馬寮式。女鞍を造る條ふも。障泥熊皮一張長六尺と見えたり。先年修學院御幸の時。或卿の水干鞍ふ用ひられし八尺障泥也

立聞

此具諸書ふ見えざといへども。今の世皆是を用ふ。其製ハ常ふ異ふる事ふく。色ハ鞦と均しく。多くハ紅なり

餉付

先年修學院御幸の時。或卿乗騎の水干鞍ふ。緋綫の餉付を取着給へり。此具の事ハ既ふも云るが如く。古へハ鞍を鞍骨ふ結付たる其緒の余りなり。餉付と名付て。後輪の左右ふ下たる也。

さきぞ其古へを思はん人ハ。何鞍にも是を用ゐぬ爲し

鞍覆

物具装束抄に。虎皮鞍覆華族葦。水干鞍時用レ之ヲ鹿皮鞍覆水干鞍常ニ用レ之ヲ。殿上人絹裏。地下前駈已下布裏とあり。此具を鞍に被（カヅケ）ぬ時ハ。居飼が肩に打掛て持（タ）る〻事。何（イヅレ）の鞍も皆同じ

差縄　引差縄

物具装束抄に。布打交差縄。水干鞍常用レ之ヲと見え。布衣記にも。差々縄。白浅木。うちむ。三色左打右打二筋取合（セ）て差也。差やう馬の振髪より三巻（キ）おきて。かうぎハにて頸の骨。喉の下にて引解の懸結（ビ）にしぼりて。胸の右の脇にたるむほどに。塩手の根にたぐり付る也。手繰（タクリ）の長（サ）一尺二寸也云々（シカく）と有て。次より

引差縄の事。白差縄なりと見えたる事

愚得随筆附考と云物に。差縄を手縄とも云由註(シ)たるハ。一書に。白手縄など有(ル)に。據(レ)るなるべし。然れども此名古くハ聞えぬにや。軍器考にハ小口縄を如是(シカ)云よし註(シル)されたり此(コ)ハ俗(ヨ)に小中間(コナユウゲン)など云物也

鞭

布衣記水干鞍の條に。鞭ハ熊柳の藤巻の鞭也。舎人刀の如くさす貫入(ヌキイレ)の方を上へさすな事と註す。貫入ハ俗に腕貫(ウデヌキ)など云り。已上水干鞍の具也。但(シ)今の世に用ふる處。布衣記にいふとハ聊異なる物ある事。其(ソ)ハ次の圖に注きて辨ふべし。此圖ハ上に云る脩學院御幸の時。或卿乗騎の鞍具を摹(ウツ)せる也

水干鞍

御共鞍（オトモクラ）

吉續記乾元二年正月十四日八幡御幸の條に。別當 撿非違使 右兵衛督 御共鞍。熊皮切付。同貫鞘。淺黄総鞦。緋手綱とあり。是ハ御幸の供奉に用ふ鞍なる故に。然ハ名付るにて。共ハ供の畧字なるべしされど此名此間の余にハ見えざれど。是ハ當時に臨みて和鞍などの名。假に志の呼るにやとおもへど。和鞍に熊皮切付貫鞘などを用ひられたる事の。物にハ見えざれハ其ハ古へ余になきる飾の有しが。傳はらざりけるにや。左も右も今ハ聞えぬ名なれバ強て穿鑿求むべきにもあらず。淺黄総鞦ハ竹林院左府の記し給へる物に。弘安十一年正月二十六日石清水御幸。左衛門權佐信親朝臣。馬云々 淺黄総鞦と見え。緋手綱ハ三條

装束抄に。治承五年四月十日行幸に。右大将騎馬云々手綱緋
と有て。また吉部秘訓などにも此制見えたり

六位鞍

此鞍ハ六位の人が乗用ふる故に六位鞍といふ。其制ハ大畧
我(ガ)輩の用ふる處にいとしく。させる飾りもなき物也

六位鞍ノ具

鞍橋　切付　障泥　鞦　手綱

飾抄に永治元年十月御禊。前駈二十人云々(シカ〲)。六位四人縁螺鈿ノ
橋。葦鹿(アシカノ)切付。障泥楚鞦。棟緂ノ手綱とあり。螺鈿橋の事ハ既に註
しつ。葦鹿ハ物具装束抄にも。外記史内記等用之(ヲ)と見え。和名
抄ニ本朝式ニ云葦鹿ノ皮之加和名阿と註す。古事記傳十七ノ巻美智皮(ミチノカハ)の

註ニ云。紀ノ國人の云。今紀の海ニ阿之加と云物あり。其處ニて
昔時より海馬と書来れる由。日高ノ郡の海中ニ阿之加島と云フ
島の有ルニ。年毎の秋冬の比。多く来りて岩上ニ睡り。又波ノ上ニも
浮びながら熟睡りて。凡て寤る事の遅き物なり。大きなるハ長サ
一丈許りなるもあり。足ハなくて水搔の如き物あり。此物西國
の海ニも有なり。思ふニ是海驢なるべし。或人ハ葦鹿ハ本草
綱目ニ。海獺とある物なりと云るよし註されり。今用る處多くハ
水豹なるべし。此物ハ本草集解ニ時珍ガ云。海中ニ有ニ水豹一と有て。
是を阿左良之といふ由ハ既ニ註されり。障泥ハ何のあふりを
用ふるにか。桃花蘂葉ニハ。行幸ノ日地下ノ前駈不レ指ニ障泥一ヨと見え。
西三條装束抄ニも。行幸の日ハ地下ノ前駈障泥をさゝずと有て。

布の式ニハ誤て纏ニ作れりと有て薄赤き物をいふ。其ハ鴗ソビてふ鳥の腹の毛色ニ似たれバなるべし。此鳥ハ古事記八千矛神ヤチホコノカミの御歌ニ。蘓迩杼理能ソニトリノ蘓迩ハ鴗也阿遠岐美祁斯アヲキミケシと詠給ひ。和名抄ニも爾雅集註ニ云鴗和名曽比云々小鳥也。色青翠テ而食レフ魚ヲ。江東ニ呼テ為ニ水狗一ト有て。大方ハ青き鳥なれど。腹の薄赤きが此鞦の色ニ最イトよく似たれバ。然サハ云ならんと思ひよせたる也

表敷　腹帯　銜　鐙　鞖　力革　貫鞘　差縄

表敷腹帯共ニ萠木の平絹。銜ハ鏡。鐙ハ黒漆。舌長。鞖力革是ら常の制也。貫鞘ハ水豹葦鹿の類ニて。差縄ハ白也と云り。是等の具凡て物ニハ見えざれバ。近世用ふる處を尋て註せす

六位鞍

前駈鞍

禁秘抄に前駈馬と有て。是ハ前駈の人の乗をいふ。さてその鞍具ハ身の分際に随ひて。用ふる處異なる也。其徴ハ飾抄に永治二年十月御禊。前駈二十人。五位十六人。蒔繪螺鈿虎皮切付。障泥小総云々。六位四人云々（此鞍具上に註しるをば畧て云ハず）又保安五年九月廿一日。初斎宮御禊前駈。中将宗能朝臣。馬（鹿毛）黒地螺鈿鞍。大滑下鞍豹連着鞦（付杏葉）と有て。愚昧記に仁安二年九月二十一日今日初斎宮入給野宮前駈公卿云々連着鞦（付杏葉或ハ唐鞍鞦或ハ楚鞦）と見えたる。是五位已上ハ和鞍にて。六位ハいはゆる六也位鞍也但鐙ハ諸問抄に前駈鐙事（壺可為本儀。然而為障泥之時。舌長又両分用之両様不可有若候歟）とあり然るを諸鞍日記に前駈鞍の飾様。総躰移鞍の

鞍にて別に一種の飾の有しが如く思はるれど。然らバ右に
註せる書等の余になし。なれ此前駈に用ふ鞍具の事を記せる
物の。此彼見えたる中にハ。移鞍の飾に似たるもたまくハ有
ぬべきを。然る物にてハ見えたる事なし。是以て按バ此記録
説。いさゝかの疑ひなきにあらず。よく考ふべし。はて此前駈と
云ハ。行幸の御先拂也と或識者ハ云ひぬれど。御先を拂ふハ随
身の役にて。其ハ書紀継躰紀に警蹕前駈。とあるなどを云ひ。是に
ふハ前駈とて呼て。武家にいはゆる先乗の類なる事ハ。上に註
せる書等に據りて辨ふべし。さるハ公卿殿上人の。御先拂を
さらるゝなくあらねど也。されバ此前駈ハ行幸のことにあら

らず。大臣家など。晴の通行の時。諸太夫などの馬に乗て主人の車を先へゆくをも前駈といふ。又随身も大将の前駈は先乗にて。先拂ならぬ事云もさら也。然れば先陣に乗行(ク)を。先拂とのみ云説は。くはしからず

結鞍(コヒクラ)

伊勢氏云。和名抄鞍の下に。唐鞍。移鞍。結鞍。と三名を連(ネ)て註しなれど。結鞍と云も唐鞍移鞍と同じく。馬の飾(リ)様の名にて。鞍橋の名にはあらずと知べし。今昔物語に。女牛に。結鞍といふ物を置て。これに乗(セ)て出したりといふ事も見えたり。是は戯れに。きたなげなる僧(ホウシ)に。競馬乗(リ)の装束を着(キ)せて。馬のあたりに。女牛に結鞍の具を置て。乗(セ)て出したるを云り。此鞍具は何

なにか用ゐるにや詳ならずと云べき。いかにも此結鞍の具

といふ物ハ。何の書（フミ）にも見えたる事なし。是以（ヨ）ておもふに。此

鞍ハ俗に草鞍（クサクラ）などいふ類ひ物にて。飾馬に用（ツカ）ふ物にハあら

ぬにや。然らバ皆具もよくなる物せずして。假（カリ）に鞍橋を馬の脊

に結（ユ）付るなどの物ぞといふ意にて。然（サ）ハ名付たるにもあら

むか。唐鞍移鞍の類ならむにや。晴儀の時是等と共に用ひし

事も有（リ）ぬべきか。さる事の物に見えさるをも思ふべし。今是

を牟（ム）須（ス）備（ビ）久（ク）良（ラ）と点したる物あれど。類聚名義抄に。ユヒグラ。

と見えたれば。此訓に據るべき也

春日驗記舞人移鞍圖

年中行事

朝覲唐鞍圖

山門僧傳神韋圖

年中行事
平埜祭走馬圖

石山縁起
絹垂笠女乗騎圖

移鞍皆具圖

居木

鐙

忍肌付

韉

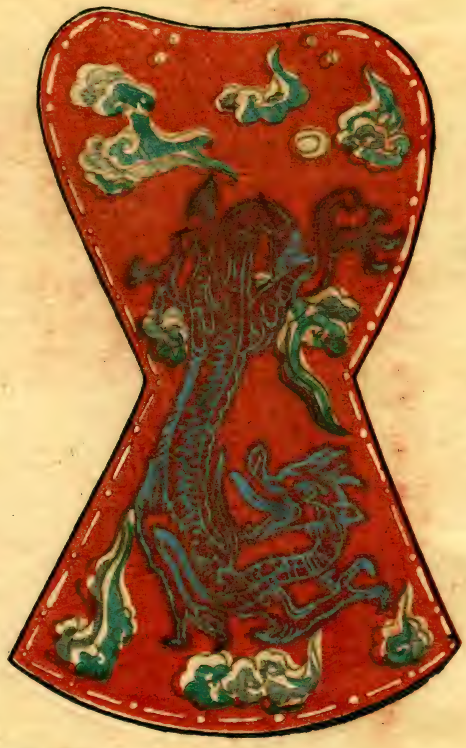

大滑

當面

渡皮

當胷

鞦

銜

手助

鑣羈

結髪緒

鈴

四手

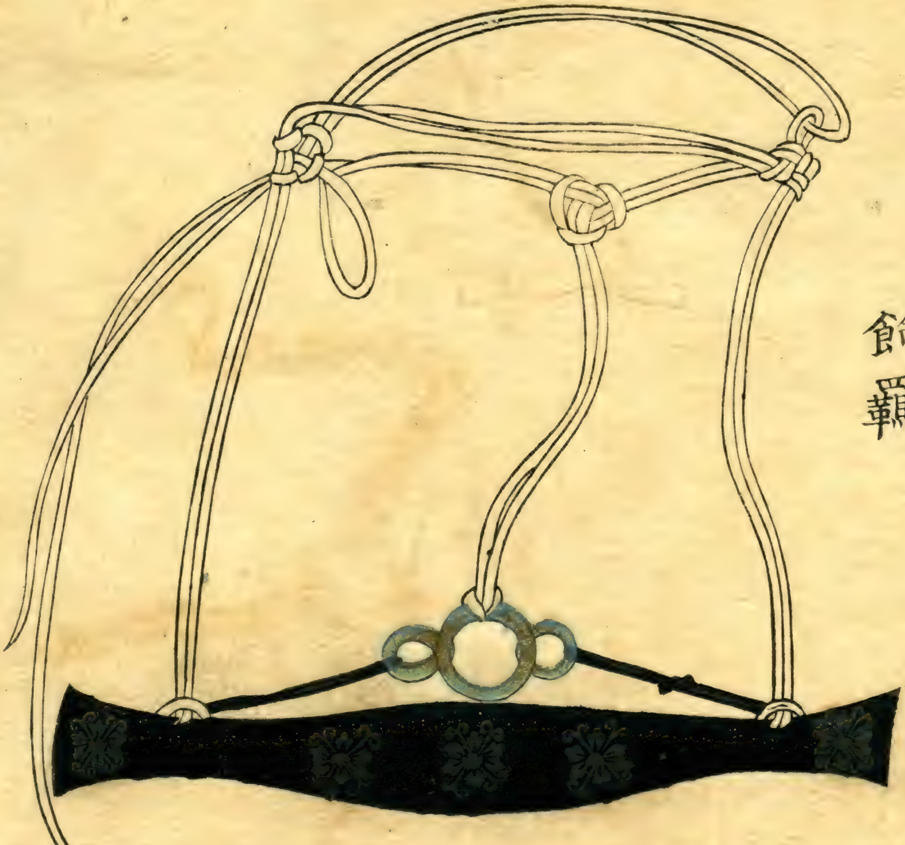

飾羈

手綱

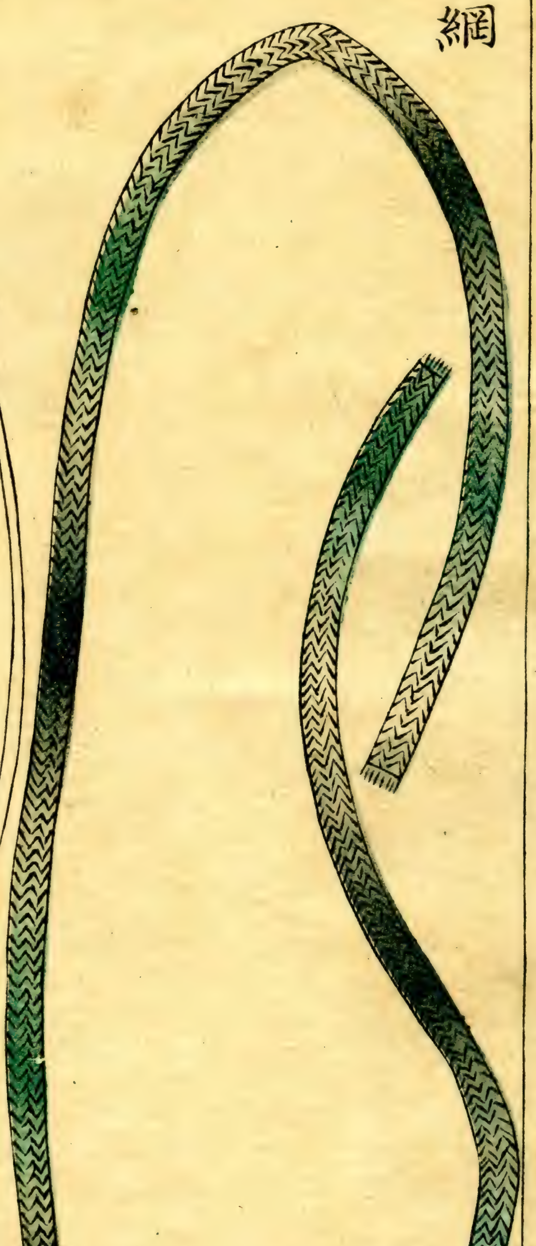

由木搦

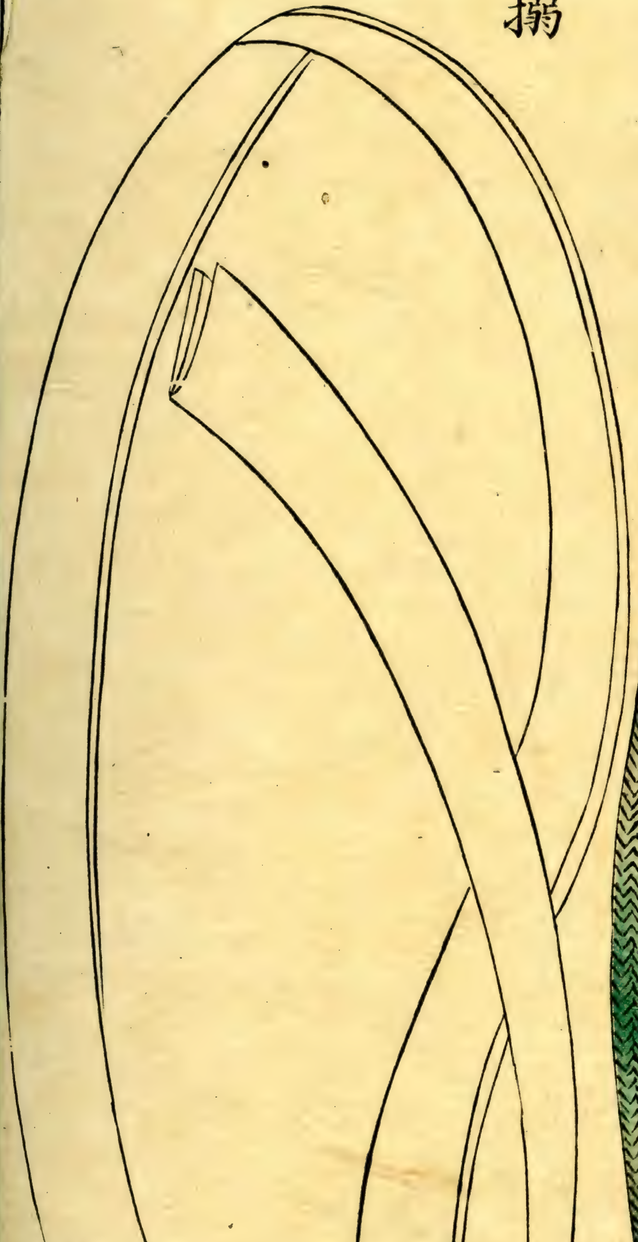

差々縄

引差縄

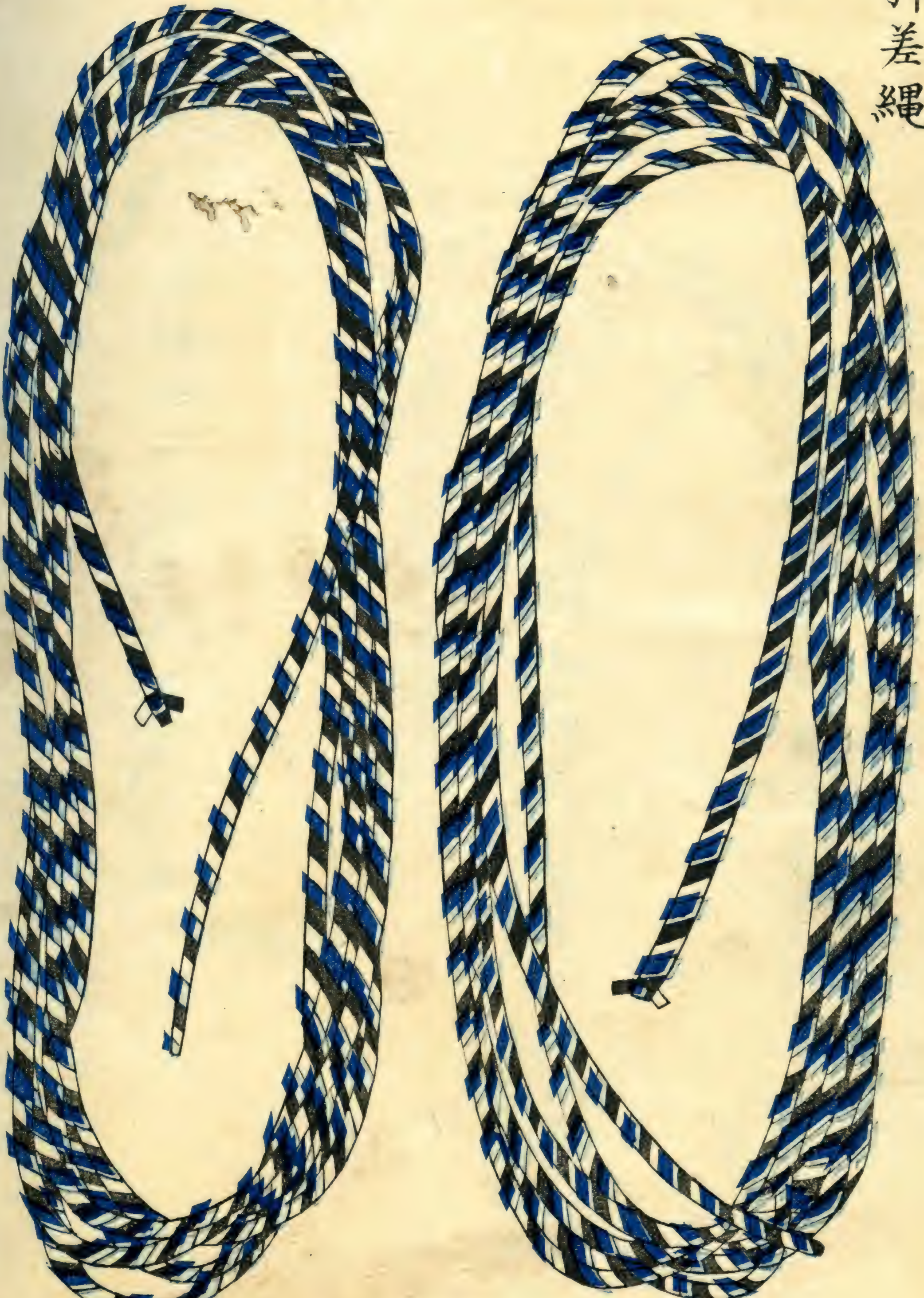

鞭

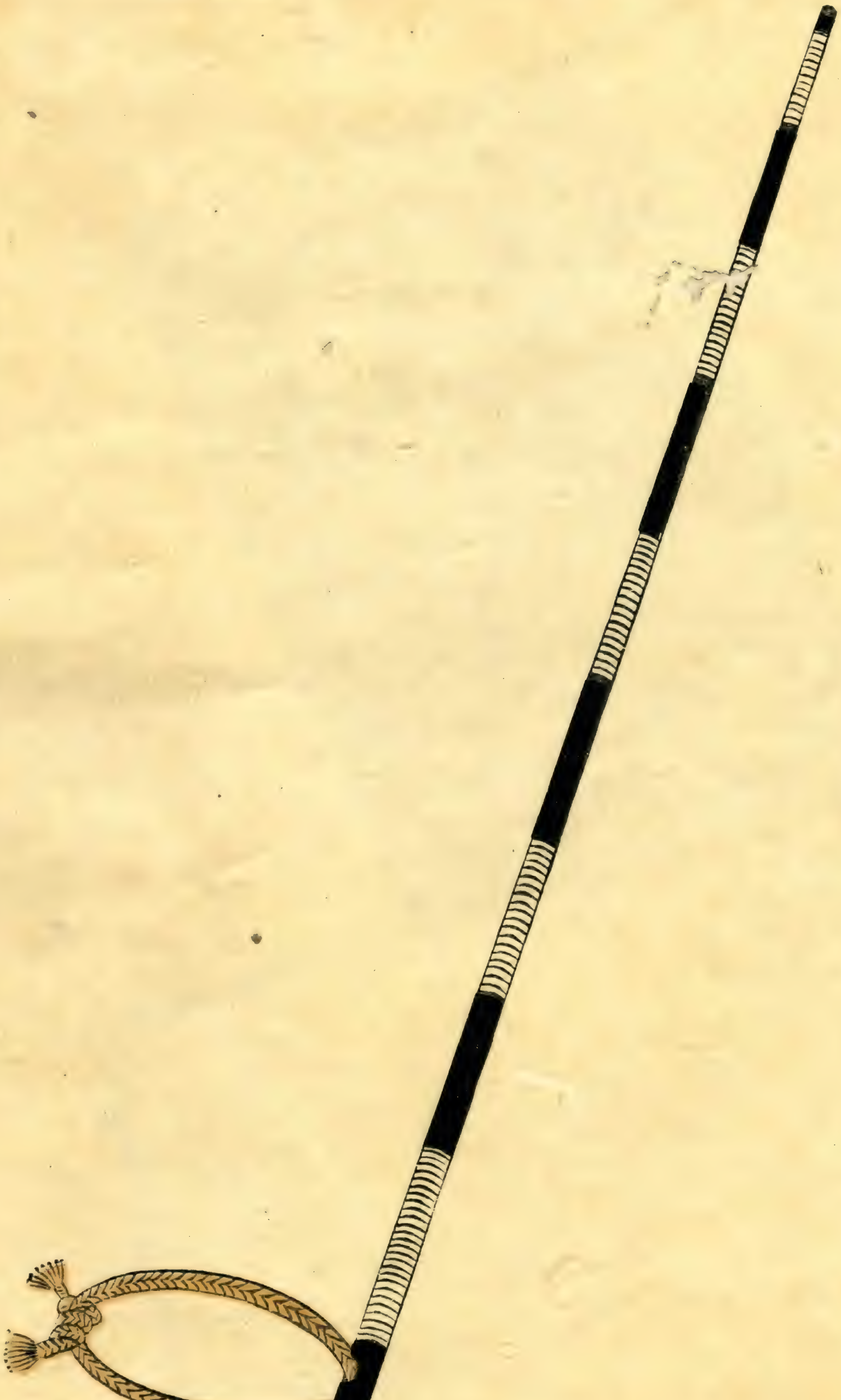

鞍覆

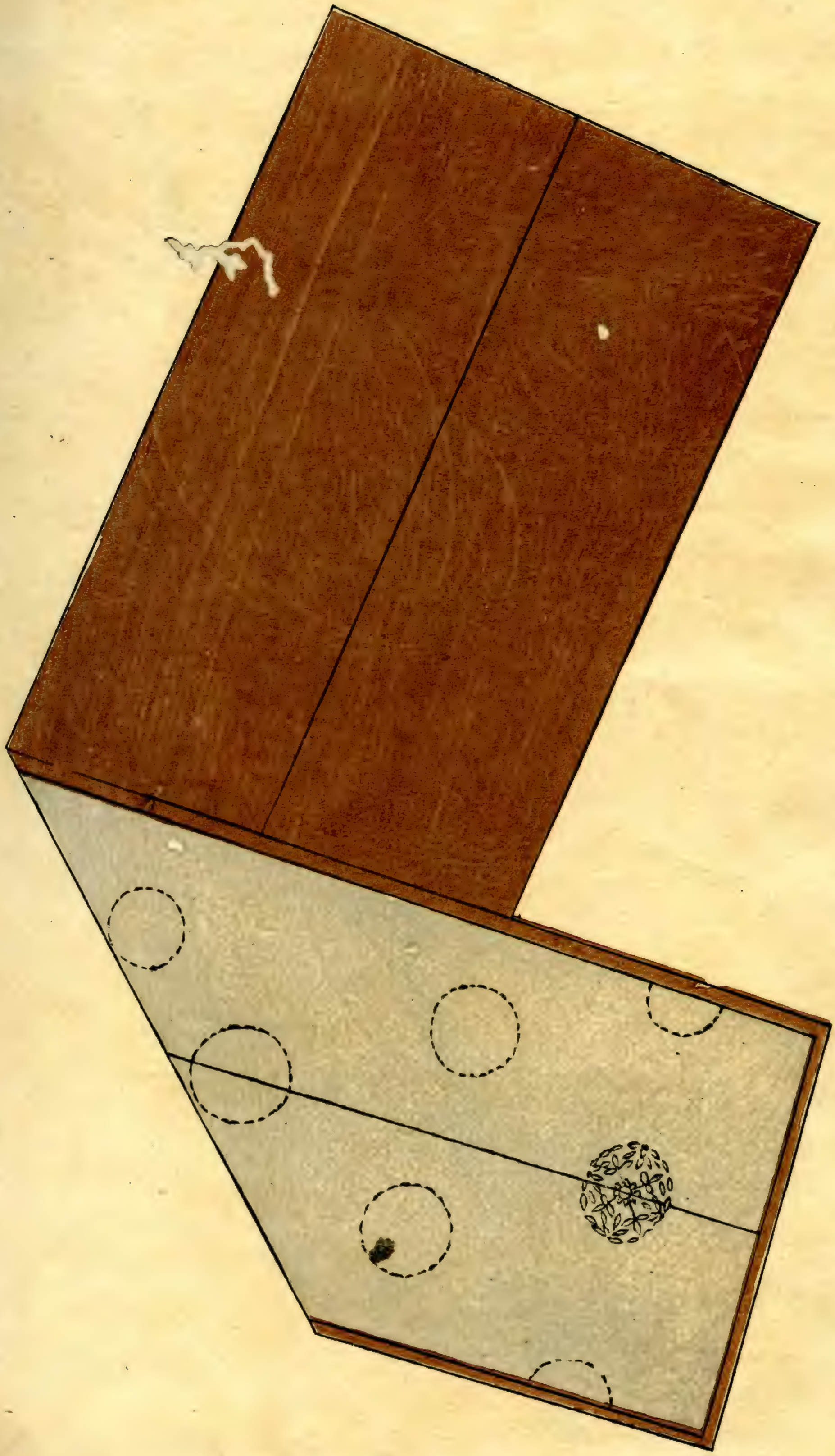

飾馬考跋

吾藩的場君勝美。職務之暇。讀國史。詠國歌。不敢以游惰空日焉。可謂有志之士也。嘗有餝馬考之著。其書自日本紀。而至延喜式等國史。凡有馬飾名號者。悉記載以審制造飾裝之法。而有唐鞍者。有和鞍者。合其他凡九品。而其唐鞍者。往昔供唐使来賓之用。和鞍者。供 朝使從 幸等之用。俱非賤臣騎馬之具也。其爲圖。彩以分色。文以詳裝。可謂精覈殆盡矣。閲之可知 本邦古来飾馬之有法不敢苟焉耳。余乃以謂。夫駟驖小戎之詩。多具

陳馬裝。孔子既取載在三百篇中。以使人誦之。如
此書。雖與詩所載其趣不同。然為我　邦古来所
傳馬裝之法制不苟焉者。則學者常可不讀且識
乎哉。故予慫慂以上梓。書其由于巻末云爾

嘉永紀元夏

淀城　鳴門荒井公廉撰

的場勝美輯著

安政四年
丁巳九月
發行

書林

江戸横山町三丁目 和泉屋金右衛門
同 日本橋通一丁目 須原屋茂兵衛
同 淺草茅町二丁目 須原屋伊八
同 日本橋通二丁目 山城屋佐兵衛
同 日本橋通三丁目 須原屋佐助
同 芝神明前 岡田屋嘉七
京東洞院二条上ル 田中屋治助
同寺町五条上ル 山城屋佐兵衛
大阪心齋橋通南久宝寺町 伊丹屋善兵衛
同 心齋橋通博労町 河内屋茂兵衛
同 心齋橋通唐物町 河内屋吉兵衛